

作成日：2016年11月1日

フランス共和国
French Republic

特許庁の所在地：

フランス工業所有権庁、フランス特許庁
Institut National de la Propriete Industrielle (INPI)
National Institute of Industrial Property (INPI)

26bis, rue de St. Petersburg,
F-75800 Paris Cedex 08, France

TEL : (33 1) 53 04 53 04

FAX : (33 1) 43 87 74 68

Email: abens@inpi.fr

Website: www.inpi.fr

目 次

(共通情報)

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性有無
4. 現地の代理人団体の有無（存在する場合は連絡先も含む）
5. 出願言語
6. その他関係団体（連絡先）
7. 特許情報へのアクセス方法

(特許制度)

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）
11. 留意事項

< 実用新案制度 > → 規定されておられません。「実用証」として説明します。

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. （無審査登録制度の場合）第三者対抗要件について
11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）
12. 留意事項

(意匠制度)

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

(商標制度)

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) WIPO 設立条約 (WIPO 条約)
- (3) 欧州特許条約 (EPC)
- (4) 特許協力条約 (PCT)
- (5) 国際特許分類に関するストラスブール協定 (IPC 同盟)
- (6) 微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約 (Budapest Treaty)
- (7) 外国公文書領事認証免除に関するヘーグ条約 (Hague Convention)
- (8) 植物新品種保護のための国際条約 (UPOV 条約)
- (9) 標章の国際登録に関するマドリッド協定 (Madrid Agreement)
- (10) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (Madrid Protocol)
- (11) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (Trips)
- (12) 意匠の国際登録に関するハーグ協定 (Hague Agreement)

2. 特許審査ハイウェイ実施状況

実施されておられません。

3. 現地代理人の必要性有無

欧州連合や欧州経済地域に居所又は事業拠点を有していない出願人は、代理人を選任しなければなりません。

4. 現地の代理人団体の有無

Committee of National Institutes of Intellectual Property Attorneys
92 rue d' Amsterdam 75009
Paris, FRANCE
Tel: 33 (0)1 53 21 90 89 Fax: 33 (0)1 53 21 95 90
Email: cncpi@cncpi.fr Website: www.concpi.fr

5. 出願言語

すべての言語で出願可能です。

外国語で出願された場合には、特許庁からの通知日から2ヶ月以内にフランス語翻訳文を提出しなければなりません。

6. その他関係団体

JETRO PARIS
27, rue de Berri 75008 Paris,
TEL: 33-1-42-61-27-27

FAX: 33-1-42-61-19-46

7. 特許情報へのアクセス方法

<http://www.inpi.fr>

<http://bases-brevets.inpi.fr/en>

特許制度

1. 現行法令について

特許に関して、2014年3月11日の法律第2014-315号及び2014年10月13日の法律第2014-1170号により改正された1992年知的所有権法（The Intellectual Property Code 1992）が適用されております。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書（Request）：

出願人の名称・住所、出願人が発明者であるか否か、発明の名称、出願が発明特許か実用証出願であるか否か、優先権を主張する場合は、第一国に出願した国名、出願年月日及び出願番号等を記載します。

(2) 明細書、クレーム及び要約（Specification、Claims & Abstract）：

- ① 日本語による明細書等をもって、出願することができます。
- ② この場合は、フランス語による翻訳文を特許庁からの通知日を受けた日から2ヶ月以内に提出しなければなりません。
- ③ 出願日確保のための最小限要件

以下の書類等の提出でもって出願日を確保することができます。

- (a) 特許出願である旨の記載
- (b) 出願人の情報
- (c) 明細書及び該当する場合は図面（各1通）

なお、完全な出願書類は特許庁からの提出指令の期間内に提出する必要があります。

2008年12月13日以降は、過去の出願についての言及（A reference to a previously filed application）でもって出願日を確保することができるようになりました。

(3) 必要な図面（Drawings）：

(4) 委任状（Power of Attorney）：

提出不要です。

(5) 発明者の指定（Designation of Inventor）：

- ① 出願人が法人の場合にこの書面の提出が必要です。
- ② この書面には、出願人の名称及び住所、発明者の氏名及び住所を記載し、代理人が準備、署名して提出することができます。
- ③ 出願日若しくは優先日から16ヶ月以内に提出することができます。

(6) 優先権証明書（Priority Document）：

優先権証明書は、優先日から16ヶ月以内に提出することができます。

(7) 優先権証明書の翻訳文（Translation of Priority Document）：

優先権証明書の翻訳文の提出は不要です。

なお、国内優先権制度も採用されています。

3. 料金表（単位：ユーロ (EUR) です。）

(1) 出願料金：	(一般) (中小企業等)	
①紙形式による出願の場合	36	18
②オンライン出願の場合	26	13
③クレーム 10 以上 1 クレーム当たり	42	21
(2) 調査報告料金	520	260
(3) 手続続行費用 (Further Processing)	104	52
(4) 特許発行料金	90	45
(5) 回復申請料金	156	
(6) 年金：		
①2 年度から 5 年度 (各年度当たり)	38	19
②6 年度	76	57
③7 年度	96	72
④8 年度	136	
⑤9 年度	180	
⑥10 年度	220	
⑦11 年度	260	
⑧12 年度	300	
⑨13 年度	350	
⑩14 年度	400	
⑪15 年度	450	
⑫16 年度	510	
⑬17 年度	570	
⑭18 年度	640	
⑮19 年度	720	
⑯20 年度	790	

4. 料金減免制度について

個人 (Individuals)、非営利機関 (Non-profit Organizations)、従業者が 1,000 未満の中小企業 (Small & Medium Enterprises) は、手数料の減額が適用されます。

- (1) 減額の適用を受けるためには、出願の際又は出願から 1 ヶ月以内に宣誓書 (Declaration) を提出する必要があります。
- (2) 共同出願の場合は、各出願人がこの要件を満たす必要があります。
- (3) 減額される金額は、通常料金の 50% で、年金は 7 年度までの金額に適用されます。
- (4) 虚偽の宣誓書が提出された場合には、罰金が課されます。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度を採用しております。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用しておりません。

8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

出願は、新規性又は産業上の利用性に関する明白な欠如、発明の単一性及び発明の主題が不特許事由に該当するか否か等に限定して、審査が行われます。

なお、否定的な予備調査報告書（Unfavorable Preliminary Search Report）が発行された場合には、当該報告書に応答する必要があります。

(1)方式審査：

- ①出願書類が提出された後、まず、出願日を付与するための要件（出願の本質的要件）が満たされているか否かについての審査が行われます。
- ②上記審査の結果、不備が発見された場合、出願人に1ヶ月の期間、その不備を訂正する機会が与えられ、当該期間内に不備が是正された場合には、その是正された日が出願日とされます。
- ③一方、上記審査の結果、要件を満たしていると判断された場合には、方式的要件、発明の単一性、明らかに発明としての資質を備えているか、産業上の利用性を明らかに欠いているか、明細書等の記載内容が調査可能か否か等について、審査されます。
- ④上記の審査結果、発明が明らかに発明として資質を備えておらず、又産業上利用性が欠如していると判断された場合には、特許庁は出願を拒絶又は明細書等からそのような部分を削除する権限を有します。
- ⑤出願料金及び調査料金が出願日から1ヶ月以内に納付されていない場合、出願は拒絶されます。
但し、期限内に納付できなかった場合には、特許庁からの通知日より2ヶ月以内に追徴金と共に料金を納付することができます。
- ⑥なお、方式上不備があった場合、その旨出願人に通知され、所定期間内に不備を是正しなかった場合、出願は拒絶されます。
- ⑦発明が単一性の要件に違反していると判断された場合には、通知日から2ヶ月以内に、明細書等の補正、又は分割出願を行うことができます。
この期間は、一度だけ2ヶ月間延長することができます。

(2) 不特許事由及び新規性：

発明が、不特許事由に該当し、若しくは新規性や進歩性がないにも拘わらず特許になった場合には、無効若しくは取消の理由となります。

① 不特許事由

以下の発明は、特許を受けることができません。

- (a) 発見や科学的な原理、算術的方法の場合
- (b) コンピュータプログラムの場合
- (c) 単なる情報の提供の場合
- (d) 精神活動の実行や、遊戯方法、商行為の計画や規則等の場合
- (e) 人体や動物体の治療的方法や診断方法の場合
- (f) 公序良俗に反する場合

② 新規性

絶対的新規性が採用されています。

- (a) 優先日前に、発明が国内又は外国において、公知・公用・刊行物に公表されていないこと
- (b) また、出願後、出願公開された先の特許出願や実用証出願の明細書等に記載された発明と、同一である後願出願は特許を受けることができません（ホール コンテント アプローチの採用です）。
- (c) 但し、以下の場合は新規性喪失の例外が適用されます。
 - (i) 出願人の意に反して、出願日前 6 ヶ月以内に発明が公表された場合
 - (ii) 出願日前 6 ヶ月以内における国際博覧会に発明を出品した場合

(3) 対応外国出願の審査結果提出義務：

- ① フランス出願と同一発明が他の国で出願されている場合、フランス特許庁は、出願人に対し対応国における審査結果を提出するよう、要求することができます（予備調査報告書を作成する資料として利用するために、予備調査報告書作成前にこの要求をすることとしたものです）。
- ② また、フランス特許庁は非特許文献の写し及びその翻訳文の提出を要求することができます。

上記特許庁からの要求に対して、出願人が応答しなかった場合には出願は拒絶されるおそれがあります

(4) 出願公開：

- ① 出願は、出願日（又は優先日）から 18 ヶ月経過後、調査報告の公開と同時か、又は別個に公衆の閲覧に供せられます。
- ② なお、出願人は早期公開を請求することもできます。

(5) 調査（Search Report）：

- ① 出願が方式的要件を満たし、調査報告書を作成するための開示要件を

満たし、発明主題が明らかに不特許事由に該当しない場合には、新規性調査が行われ、調査報告書が作成されます。

- ②この調査請求は、出願と同時に行う必要があり、調査料金は原則として、出願と同時若しくは出願後1ヶ月以内に支払う必要があります。

(6)調査報告書の作成：

次の2通りの方法により作成されます。

- ①フランス出願が最初の出願（優先権主張していない出願）の場合、欧州特許庁がフランス特許庁に代わって調査を行い、予備調査報告書を作成し出願人に送付されます。
- ②フランス出願が優先権を主張した第二国出願の場合：
- (a)フランス特許庁は、出願人に対し他国出願における情報の提出を2ヶ月以内（この期間は2ヶ月延長可能です）に求めます。
なお、出願人は応答と同時に請求項の補正をすることができます。
- (b)その後、フランス特許庁は出願人が応答した情報に基づき、調査を行い、予備調査報告書を作成します。

(7)予備調査報告書に対する応答：

- ①この予備調査報告書には、引用文献との関係における特許性に関する見解（Opinion of the Patentability of the Invention）が記載され、引用文献に新規性等に対する否定的な見解を示すコード「X」や「Y」が表示されます。
- ②当該報告書にコード「X」や「Y」が記載された文献が引用されている場合には、出願人は報告書の送付日から3ヶ月以内（請求により更に3ヶ月延長可能）に応答（意見書や補正書の提出）しなければなりません。
- ③新規性及び又は進歩性に対する文献が引用されている場合、予備調査報告書に対する応答の有無に拘わらず、明らかに新規性が欠如しているという理由により、出願が拒絶される場合もあります。
- ④出願人が新たなクレームを提出する場合には、明細書等を補正し、不要となった部分の削除を請求することができ、新クレームの発明が元のクレームに包含されていなかった場合には、補助調査料金（Complementary Search Fee）の要請があった日から2ヶ月以内に当該料金を納付しなければなりません。
- ⑤出願人の上記予備調査報告書に対する応答後、出願は、方式、補正に対する明細書中のサポートの有無、発明の単一性、また補正後のクレームに対する新規性の明白な欠如の有無について審査が行われます。
- ⑥なお、フランス特許庁は、予備調査報告書で引用された先行技術から明らかに新規性を有していないクレームについては、拒絶することができますが、進歩性の欠如については拒絶する権限を有しせん。進歩性については、特許後に特許の有効性について裁判所で争われた

場合に判断されます。

(8) 第三者による見解書の提出：

- ① 予備調査報告書は、出願書類と共に、公衆の縦覧に供され、当該報告書の公開日から3ヶ月間、第三者はその特許出願に対して見解書を提出することができます。
- ② 第三者による見解書は、出願人に送付され、出願人は当該見解書に対し意見書や補正書を送付日から3ヶ月以内（1回のみ3ヶ月間の延長可能）に提出することができます。

(9) 最終調査報告書の作成（Final Search Report）：

- ① 上述しましたように、フランスでは実体審査は、予備調査報告における先行文献、情報提供及び出願人から提出された応答書の内容に基づいて行われます。
- ② その後、最終調査報告書が作成され、最終調査報告書において、進歩性について関連性があるとされる文献が有る場合には、他の一般的な文献とは区別して、引用されるとのことです。

(10) 明細書の補正：

- ① 出願後、調査が開始されるまで補正をすることができます。
- ② 更に、予備調査報告書に対する応答として、明細書等の補正をすることもできます。

(11) 分割出願：

- ① 特許発行料金納付まで、自発的に分割出願をすることができます。
- ② 審査により発明の単一性欠如の指摘がされた場合も、指定期間内にすることができます。

(12) 早期審査：

- ① 2015年12月から早期新規性調査の請求を認めております。
- ② この早期審査は、出願がオンライン手続きにより特許出願がされた場合に限り、適用されます。
- ③ 早期審査のための料金は不要で、早期審査の請求が認められるためには、出願は早期審査のための条件を満たしておく必要があるとされております。
- ④ なお、早期審査が認められた場合において、予備審査報告書（拒絶理由）に対する応答期限の延長を申請した場合、もはや当該出願は早期審査対象の出願とは取り扱われません。

(13) 特許付与：

- ① 審査官による最終調査報告書が作成された後、且つ出願が拒絶されなかった場合、特許が付与されます。
- ② 特許庁は特許付与を出願人に通知し、特許証発行料金の納付を要請します。
- ③ 特許発行料金が所定期間内に納付されると、特許付与が官報に公告

され、特許証が発行されます。

- ④なお、特許証には明細書、クレーム、図面、最終調査報告書を含み、補正書や出願人若しくは第三者から提出の意見書の有無が表示されます。

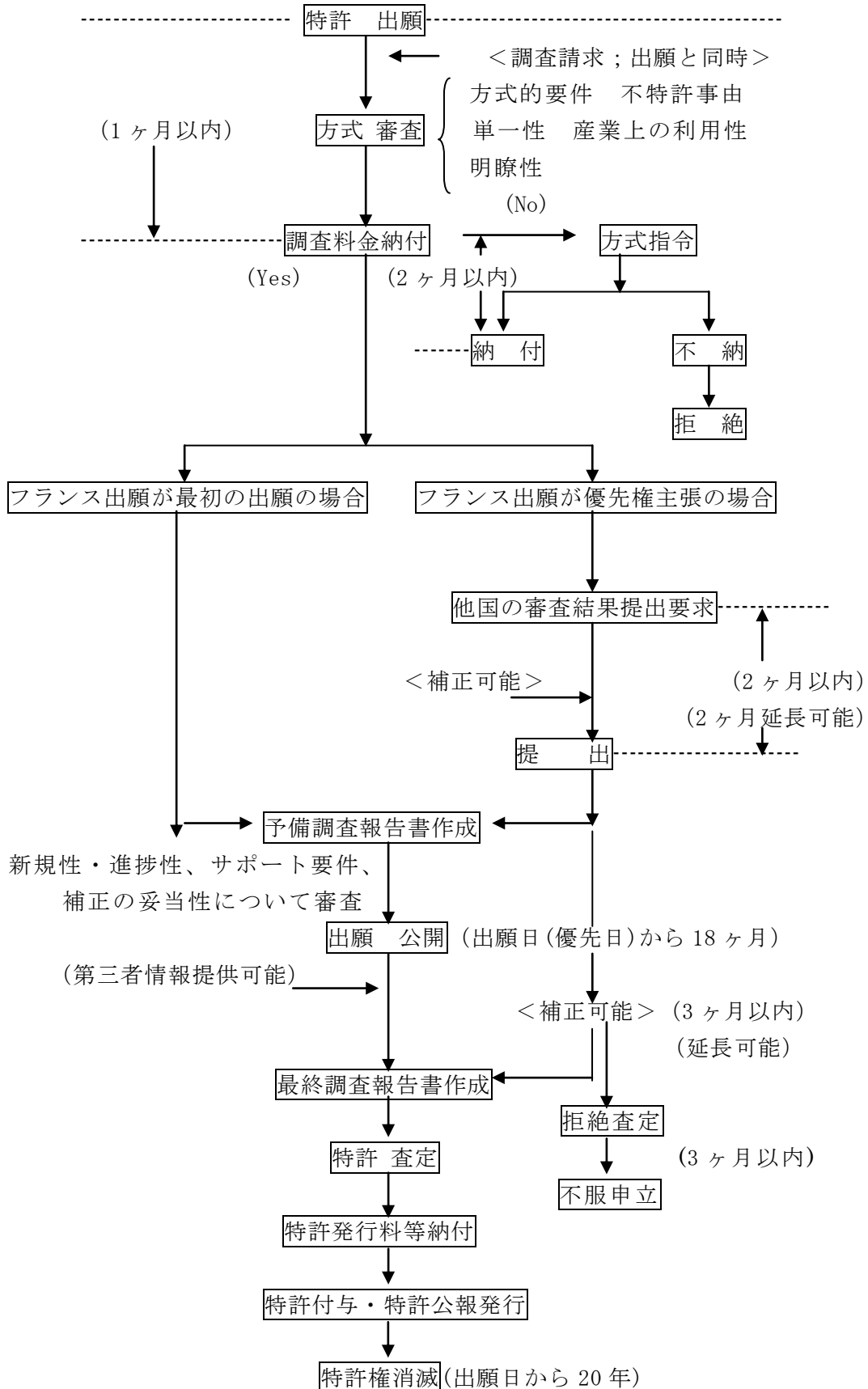
(14) 異議申立：

特許異議申立制度は、規定されていません。

(15) 不服申立て

- ①拒絶された場合には、パリ控訴院（The Paris Court of Appeal）に不服申立てをすることができます。
- ②出願人が外国人の場合は、拒絶決定書の受領日から3ヶ月以内となっております。

特許出願から特許権の消滅までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利発生日）

- (1) 特許権の存続期間は、出願の日から 20 年です。
特許権は、設定登録の日に発生します。
- (2) 維持年金は出願日から 2 年目以降納付する必要があります。

10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要

PCT 出願経路により、フランス国で発明の保護を求める場合、国内特許として直接フランス国で保護を求めることはできません。

必ず、欧州特許出願を経由しフランス国を指定国として保護を求める必要があります。

従いまして、この場合、欧州特許条約により手続きを採る必要があります。参考として、欧州特許庁への移行出願の要件は次の通りです。

- (1) 国内段階移行期限：
優先日から 31 ヶ月です。
- (2) 提出すべき書類：
英語、独語、又は仏語による次の翻訳文の提出が必要となります。
 - ① 国際出願時の明細書・請求の範囲・図面の説明・要約
 - ② 第 19 条補正書の翻訳文
 - ③ 第 34 条補正書の翻訳文

11. 留意事項

- (1) 出願から First Action（拒絶理由通知等）までの所要期間：
約 1 年から 2 年です。
- (2) 出願から最終処分（特許又は拒絶）までの所要期間：
約 1 年 6 ヶ月から 3 年です。
- (3) 出願ルート決定：
上述しましたように、フランスは PCT に加盟しておりますが、直接国内特許として、PCT 出願において保護を求めることはできません。
必ず、EPC 広域特許を経由する必要がありますので留意して下さい。
- (4) 調査料金納付：
 - ① 調査請求を出願と同時にする必要があります。
 - ② また、調査のための料金を原則出願日から 1 ヶ月以内に納付する必要があります。
 - ③ 所定期間内に調査料金が納付されなかった場合は、出願は放棄されたものとみなされます。
従いまして、このような危険性を回避するために、出願指示を現地代理人にする際に、所謂オーダーレター（Order Letter）に調査料金を出願と同時に納付すべき旨を明記しておくことを勧めます。

(5) 予備調査報告書に対する応答：

- ① フランスにおける予備調査は、EPO の調査と同様な基準で行われております。
- ② また、EPO における拡大サーチレポート（EESR）が、フランスでは予備調査報告書と呼ばれております。
- ③ 調査報告書の内容に関しましても、次のような表示でもって文献が表示されます。
 - (a) コード「A」は、一般的な技術水準を示す場合
 - (b) コード「X」は、単独で考えた場合に新規性又は進歩性に関するものとみなされるもの、
 - (c) コード「Y」は、1 件又は複数件の他のコード「Y」文献を伴い発明の進歩性を否定するものともみなされるもの、
です。
- ④ ここで留意すべきことは、上記調査報告書において文献表示「X」又は「Y」が有る場合（新規性要件欠如拒絶理由通知の相当）、出願人は所定の期間内に応答する義務がある点です。
- ⑤ 更に、実質的に明細書等の補正が許されるのはこの予備調査報告書に対する応答の機会だけです。
従いまして、文献表示「X」及び「Y」を有する場合において、補正により新規性欠如の拒絶理由が回避されれば、特許付与のための最終調査報告書が作成されます。
なお、進歩性欠如に関しましては、審査官は判断（進歩性欠如の旨の拒絶理由）をすることはできません。
従いまして、新規性の応答の際に併せて進歩性を回避するような補正を、特許後、無効審判請求を回避するために、同時に検討しておくことに留意する必要があります。
- ⑥ 進歩性欠如の状態ですと、審査官によるその判断結果が最終調査報告書に記載された状態で、発行されることとなります。

(6) 欧州特許の権利化：

- ① 欧州特許出願によりフランス国で特許の権利化を図る場合、従来は、欧州特許明細書のフランス語による翻訳文の提出が必要でした。
- ② しかし、2008 年 5 月 1 日に London Agreement の批准に伴い、欧州特許のフランス語の翻訳文の提出は不要となりました。
欧州特許において異議申立てがあり、補正後に欧州特許が維持された場合においても、フランス語による翻訳文の提出は不要となりました。

(5) 無効・取消（Nullity & Lapse）：

- ① 特許が無効理由を有する場合、裁判所に無効を請求することができます。
- ② 無効理由として、特許が新規性を有していない場合及び進歩性が無い

場合が規定されております。

- ③ 上述しましたように、特許庁は新規性について審査を行います、進歩性に付きましては、審査対象から除外されています。従いまして、予備調査報告書に対する応答の際に、新規性に関する応答のみではなく、進歩性に関する要件についてもその欠如を回避するため当該補正書等の提出において対処しておくよう、留意する必要があります。

(5) 権利回復：

- ① 指定期間を遵守できなかった場合、その旨の理由を示し、その原因が出願の拒絶等に直接関係している場合には、出願権利の回復のための申請をすることができます。
- ② この権利回復の申請は、期限徒過の原因が消滅した日から2ヶ月以内に所定の料金を納付することにより、行う必要があります。
- ③ なお、この権利回復申請は、期限徒過の経過後最長1年間のみ、認められております。
この回復申請は、優先期間や年金納付期限を徒過した場合にも適用されます。

(6) 最初に出願する義務：

- ① フランスで発明された場合には、最初にフランスへ出願しなければなりません。
- ② 但し、外国に最初に出願を希望する場合は、国防局に Foreign Filing License を申請することができます。

＜実用証出願＞ Utility Certificate

フランスでは、実用新案制度は規定されておられません。
特許の種類として、「実用証」が規定されており、実用証の権利付与に際して発明特許出願の場合と類似の規定が適用されております。

(1) 特許の種類：

特許には、以下の形態が規定されております。

- ①国内発明特許
- ②欧州特許
- ③実用証

(2) 「実用証出願」の概要：

- ①実用証出願においては、特許性のある発明について、権利を取得することができます。
従いまして、物や装置等の製品に限らず、方法、製法や医薬品及びその製法についても権利を取得することができます。
- ②特許に関する規定が準用されておりますが、調査報告書 (Search Report) 作成の規定は準用されておられません。
- ③特許出願を実用証出願に変更することは可能ですが、実用証出願を特許出願に変更することはできません。

(3) 出願書類・出願に関する費用・審査手続等：

- ①特許出願の場合と同様です。
- ②費用の減額制度も特許出願の場合と同様、適用されます。
- ③上述しましたように、調査報告書の規定は準用されておられません。
従いまして、調査手数料の納付は必要ありません。
- ④補正できる時期：
実用証の付与時まで明細書等の補正をすることができます。

(4) 出願公開：

- ①特許出願と同様、出願日等から 18 ヶ月経過後に公開されます。
- ②公開の内容には、明細書や図面等が含まれますが、調査報告書は含まれません。

(5) 第三者による見解書の提出：

実用証出願に関する情報を、出願公開から 3 ヶ月以内に見解書を提出することができます。
なお、この見解書の提出の際、匿名での提出は認められていないとのことです。

(6) 早期審査：

特許出願の場合と同様、早期審査が可能です。

(7) 特許査定：

特許庁は、出願公開後の第三者による見解書の提出の有無を確認した後に、特許査定を行い、必要な料金の納付を求めるとのことです。

(8) 存続期間：

① 出願日から 6 年です。

② 年金は、出願後 2 年目から 6 年まで、各年に付き納付する必要があります。

(9) 権利行使：

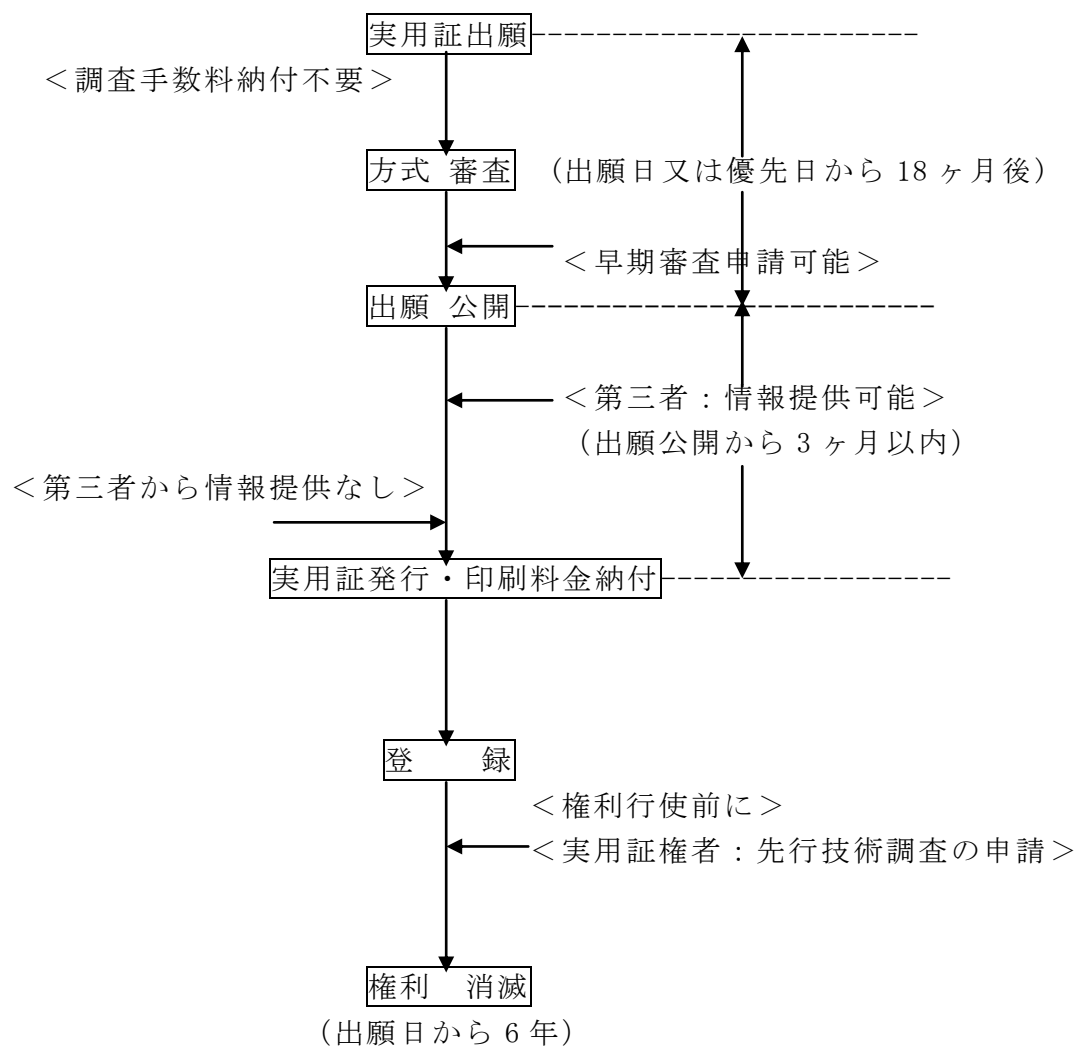
実用証権利の侵害に関し、権利行使をする場合、実用証権者は先行技術調査の請求をしなければなりません。

(10) PCT 出願：

① 特許出願の箇所で述べましたように、PCT 出願によりフランス国内特許を取得することはできません。必ず、EPC 出願を経由する必要があります。

② しかし、EPC 出願は特許だけの付与となっており、実用新案については規定されておりませんので、PCT 出願経由によりフランスにおいて実用証を取得することはできません。

実用証出願から権利消滅までのフローチャート



意匠制度

1. 現行法令について

主として、2008年までの改正を含む1992年知的所有権法が適用されています。

2. 意匠出願時の必要書類

(1) 願書 (Request) :

出願人の氏名及び住所、簡易寄託を望む場合はその旨の表示、及び優先権主張の場合はその情報、公開の延期を望む場合はその旨の表示、また望む場合には最初の5年の存続期間延長の請求の表示等を、記載します。

(2) 意匠の表現物 (写真又は図面) (Photographs/Drawings) :

表現物は100個以下です。

(3) 保護対象物品の性質の表示 (Indication of nature of object) :

1つの対象物につき1行以内です。

(4) 優先権証明書及びその翻訳文 (Priority Document/Translation) :

出願日から3ヶ月以内に提出することができます。

(5) 委任状 (Power of Attorney) :

提出は不要です。

3. 料金表 (単位 : ユーロです。)

(1) 出願手数料	39
① 表現物の追加手数料 (白黒)	23
② 表現物の追加手数料 (彩色)	47
(2) 出願の補正	78
(3) 出願の回復	78
(4) 更新	52
(5) 譲渡・ライセンス	27

4. 料金減免制度について

料金の減免制度は採用されておりません。

5. 実体審査の有無

新規性等の実体審査は行われません(無審査登録主義の採用です)。登録後に無効請求があった場合に判断されます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されておりません。

意匠は公報に公開され、公衆の閲覧に供せられます。

7. 審査請求制度の有無

無審査ですので審査請求制度は採用されておりません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

出願に際して、多意匠出願、すなわち全ての意匠がロカルノ分類における同一のクラスの属する場合には、一の出願で出願することができます。

但し、その場合表現物は100個以下に制限されます。

(1)意匠出願は、方式要件を満たし、意匠が公序良俗に反しない場合には、新規性等の実体審査なしで登録されます。

(2)登録要件としての新規性や独自性欠如に拘わらず登録された場合には、請求により無効・取消の対象になります。

(3)不登録事由について：

以下の意匠は、登録を受けることができません。

①意匠の定義に合致していない意匠

②新規性又は独自性（Individual Character）の要件を満たしていない意匠

③物品の技術的機能のみにより定められる物品の外観の意匠

④公序良俗に反する意匠

(4)新規性について：

①出願日又は優先日前に、関連分野の通常取引過程において、欧州連合(EU)内における専門家が合理的に知ることができない場合には、意匠は公衆の利用可能な状態に置かれていたものとはみなされず、新規性を有します。

②出願日又は優先日前12ヶ月のグレースピリオドが認められています。
例えば、

(a)創作者若しくは意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因した意匠の公表、

(b)創作者若しくは意匠登録を受ける権利を有する者の意に反した意匠の公表が、該当します。

(5)審査：

①出願に係る意匠は、方式的要件を満たしているか否か、また意匠の公表が公序良俗に反しないか否かについて、審査されます。

②方式違反、公序良俗違反がある場合には、出願人に意見書又は補正書提出の機会が与えられます。

③このように新規性や独自性についての審査は行われません。

意匠権の権利侵害訴訟があった場合に、裁判所で判断されることになります。

(6) 登録：

方式的要件を満たした場合、登録原簿に登録されます。

(7) 異議申立て：

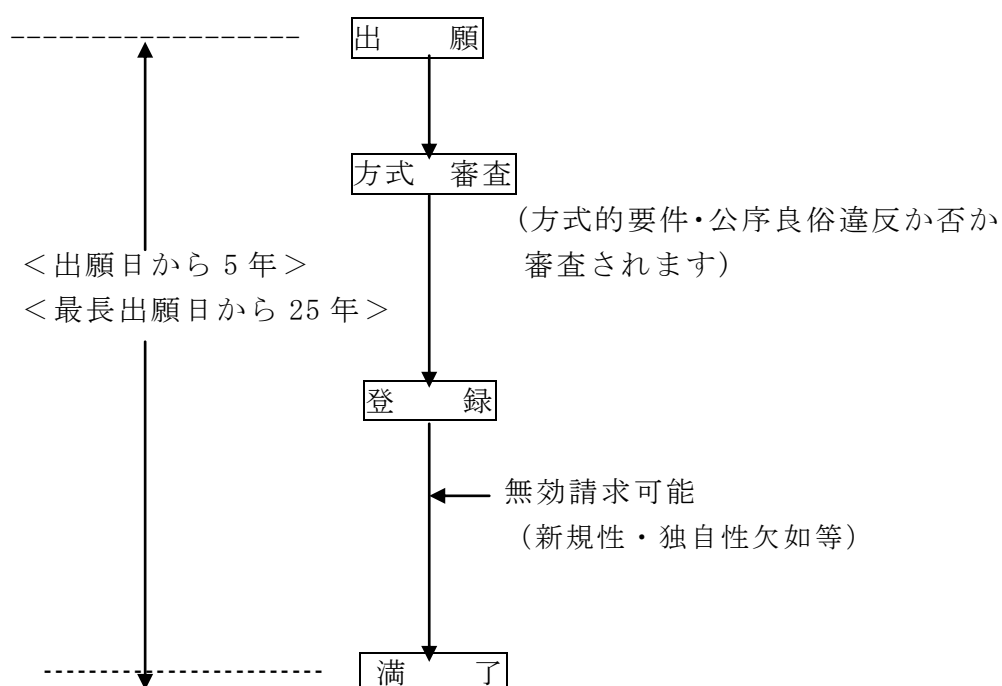
規定されておられません。

(8) 不服申立て：

①方式的要件不備により、出願が拒絶された場合、控訴院（Court of Appeal）に上訴することができます。

②出願人が外国人の場合は、拒絶決定書の受領日から3ヶ月以内となっております。

出願から意匠権消滅までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利発生日）

(1) 存続期間は出願日から5年です。

意匠権は設定登録により発生します。

(2) 5年毎に4回更新できますので、最長25年になります。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されております。

11. 留意事項

(1) 出願から First Action（拒絶理由通知等）までの所要期間：

方式的要件を具備することにより、登録されます。

- (2) 出願から最終処分（登録）までの所要期間：
約3ヶ月から6ヶ月です。
- (3) 保護対象：
① 意匠とは、製品の外観であって、特にその製品の線、輪郭、色彩、形状、織り方又は材質の特徴に由来するものとされています。
② 工業製品、工芸品は製品とみなされ、複合製品に組み込まれる予定の部品、包装、外装、図柄記号及び印刷活字も製品とみなされます。但し、コンピュータプログラムは製品には含まれません。
- (4) 簡易手続による意匠登録（Simplified Procedure）：
① 通常の意匠登録の他に、出願日から3年間の保護期間が認められる簡易手続による意匠登録制度があります。
商品形態が短期間で変更される業種の物品があることを考慮したものです。
② 所定の手続を採ることにより、通常の意匠登録の保護へ切り替えることも可能となっています。
- (5) 無効請求：
意匠出願は無審査で登録されますので、新規性等の実体要件を意匠登録後に判断できるようにしています。
新規性については上記該当箇所を参照して下さい。
独自性については、以下のように規定されています。
<独自性>
意匠の使用者にとって、先行意匠の全体的印象が出願に係る意匠の全体的印象と異なる場合には、独自性を有するとされています。
- (6) 権利回復：
① 指定期間を徒過した場合、所定の期間内に、必要な書類を提出し、手数料を納付することにより、回復を申請することができます。
② この回復の申請は、優先権の回復にも適用されます。
- (7) 広域意匠登録による保護（Regional Design Registration）
EU 意匠保護制度によって、フランスに拡張することにより、意匠の保護を受けることができます。
- (8) 国際登録による保護（International Design Registration）
フランスは、意匠の国際登録に関するハーグ同盟の同盟国ですので、フランス国を指定締約国として、国際登録により保護を受けることができます。

商標制度

1. 現行法令について

主として、2008年までの改正を含む1992年知的所有権法が適用されています。

2. 商標出願時の必要書類

(1) 願書 (Request) :

出願人の氏名及び住所、保護を求める商標の種類を表示（立体商標、音響商標等）、商標の表現物、商品又はサービス及びその区分、優先権主張の場合はその情報等を記載します。

(2) 商標表現物 (Mark) :

- ① 彩色商標の場合、色彩付きの表現物を提出します。
- ② 立体商標の場合、平面表現物（写真等）を提出します。
- ③ 音響商標の場合、音符による表現物を提出します。

(3) 委任状 (Power of Attorney) :

提出不要です。

(4) 優先権証明書及び翻訳文 (Priority Document/Translation) :

出願日から3ヶ月以内に提出することが必要です。

3. 料金表（単位：ユーロです。）

(1) 出願料金 :

① 紙形式出願（3区分まで）	250
② オンライン出願（3区分まで）	210
③ 4区分以降（1区分につき）	42

(2) 優先権主張料金 :

無料

(3) 補正料金

104

(4) 異議申立料金

325

(5) 譲渡・ライセンス登録料金

27

(6) 更新料金 :

① 3区分まで	250
② 4区分以降（1区分につき）	42

4. 料金減免制度について

料金の減免制度は採用されておられません。

5. 実体審査の有無

商標出願は、識別性の有無等が実体審査の対象となります。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度が採用されております。

出願から2ヶ月以内に官報に公開されます。

7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件審査されますので、審査請求制度は採用されておられません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

一商標多区分制が採用されています。

商標出願は、方式要件及び実体的登録要件（絶対的理由）について審査され、異議申立期間経過後に登録等の決定が行われます。

(1) 不登録事由：

主な不登録事由は以下のとおりです。

- ① 日常の言語において、その商品若しくはサービスを通常表わすのに専ら必要とされる標識又は名称
- ② 商品若しくはサービスの特徴、特に、種類、品質、量、用途、原産地等を表示する標識又は名称
- ③ 商品の性質又は機能による形状でもって専ら構成される標識
- ④ 品質の誤認を生ずるおそれがある商標
- ⑤ 公序良俗に反する商標
- ⑥ 著作権や他人の人格権、又は登録商標や登録意匠と抵触する商標

(2) 審査：

- ① 出願は方式的要件及び登録性自体（Registrability per se）について審査されます。
- ② 商標出願が不登録事由に該当するときは、出願人は出願日から4ヶ月以内に通知を受け、指定期間内に意見書・補正書提出の機会が与えられます。
- ③ 出願が最終的に拒絶された場合には、最終拒絶の通知から出願人が外国の居住者の場合には3ヶ月以内に、パリ控訴院（Paris Court of Appeal）に不服申立てをすることができます。
- ④ 審査では先行商標との類否についての判断は行われません。
先行商標の所有者等から異議申立てがあった場合にのみ審査されます。
出願が登録すべきものと認められる場合には出願公告がなされ、公告日から2ヶ月間、異議申立てが認められます。
- ⑤ なお、異議申立ては、上述のように一定の範囲内に限定されていますが、出願公告から2ヶ月の期間内に、利害関係人は意見書を提出することができます。

(3) 異議申立て：

- ① 出願公告の日から2ヶ月以内に、「一定の関係を有する者」は異議申立

てをすることができます。

「一定の関係を有する者」とは、次の者が該当します。

(a) フランスで登録された商標、フランスで先に出願された商標、又は
先の優先権を有する商標の所有者

(b) フランスに拡張されたマドリッド協定若しくはマドプロに基づく
国際登録において先に登録された又は先の優先権を有する、又は EU
商標として先に登録された若しくは先に出願された又は先の優先
日を有する商標の所有者

(c) 出願公告された商標と抵触関係にある先行周知商標の所有者

(d) 上記商標所有者との間で専用使用権が設定されている使用権者

② 異議申立は、出願人に通知され、出願人は 2 ヶ月の期間内に答弁書を
提出機会が与えられます。

③ なお、出願人は、この異議申立ての審理中に異議申立の対象になって
いない商品等について分割出願をすることができます。

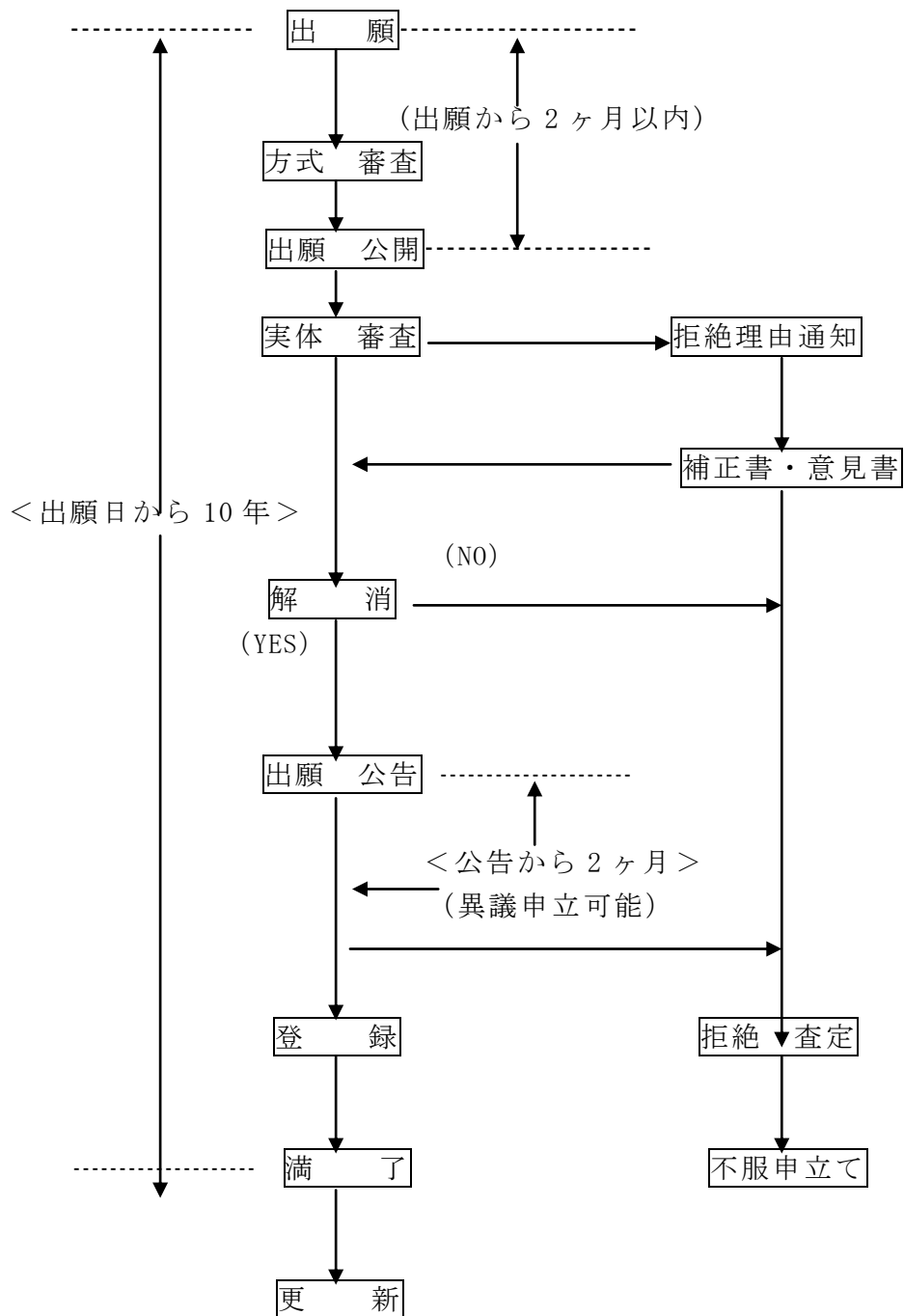
④ 答弁書が適式に提出された後、異議申立書と答弁書に基づき、異議決
定案が作成されて、当事者に提示され、一定期間後に異議決定が行わ
れます。

(4) 登録

① 異議申立てがなく若しくは異議申立てに理由なしとの決定があった場
合には、商標は登録されます。

② その後、登録は公報に掲載され、登録証が発行されます。

出願から商標権消滅までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利発生日）

(1) 存続期間は出願日から起算して10年で満了します。

商標権は設定登録により発生します。

(2) 存続期間は10年間毎に更新することができます。

更新申請は存続期間の満了前6ヵ月以内に行わなければなりません。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での使用義務はありません。

11. 保護対象

(1) 商標とは、商品サービスを識別することができる図形的な表示が可能な標識であり、以下のものが含まれます。

言葉、スローガン、文字、数字、画像、図形、色彩との組合せ、立体的形状、又これらの標章との組合せ、並びに写実的に表現可能な音響。

(2) 保護される商標

- ①三次元商標、②団体商標、③証明商標、④色彩商標、
- ⑤ホログラム商標、⑥音響商標、⑦位置や動画商標

(3) 保護されない商標

- ①連合商標、②芳香商標、③味覚商標

12. 留意事項

(1) 出願から First Action（拒絶理由通知等）までの所要期間：
約 4 ヶ月です。

(2) 出願から最終処分（登録又は拒絶）までの所要期間：
約 3 ヶ月から 6 ヶ月です。

(3) 不使用取消し：

登録商標が継続して 5 年以上使用されていない場合には、請求により登録を取消されることがあります。

(4) 無効審判：

登録要件に違反して商標登録がされた場合には、裁判所に登録無効の請求をすることができます。

(5) 周知商標の保護：

①未登録商標であってもフランス国内で周知性を有する場合には、後発の登録商標の無効を請求することができます（当該登録日から 5 年間）。

②当該後発商標が悪意で登録された場合には、5 年経過後も無効請求をすることが可能です。

(6) 回復：

①指定期間を徒過した場合、所定の期間内に、必要な書類を提出し、回復手数料を納付することにより、回復を申請することができます。

②なお、この回復の申請は異議申立、又は更新の猶予期間に関する徒過には認められません。

(7) 欧州連合商標による保護（European Union Trade Mark）：

欧州連合商標の出願によって、フランスに拡張することにより、商標の保護を受けることができます。

(8) 国際商標登録による保護 (International Trademark Registration)

フランスは、標章の国際登録に関するマドリッド協定及びマドリッド協定議定書の締約国です。

従いまして、これら国際商標登録制度を利用し、フランスを領域指定することにより、商標の保護を受けることができます。